

令和４年度 基本評価における一次政策評価の実施方針

第１ 趣旨

北海道政策評価条例（平成１４年北海道条例第１号。以下、「条例」という。）第４条第１項の規定により定める基本方針及び条例第５条第１項の規定に基づき、知事部局が行う令和４年度基本評価（施策評価及び事務事業評価）に関する実施方針を定める。

第２ 目標及び取組内容等の設定

１ 基本的な考え方

令和４年度政策評価基本方針第２の２（１）の規定により、基本評価（施策評価及び事務事業評価）における目標、成果指標、取組内容及び事務事業を設定する。

２ 設定の対象及び単位

（１） 施策評価

北海道総合計画（以下「総合計画」という。）の政策体系に沿って整理された施策を単位とする。（別表「施策推進体系表」のとおり）

（２） 事務事業評価

総合計画の政策体系に沿って整理された施策を構成する事務事業を単位とする。

３ 目標等の設定

（１） 目標の設定

総合計画の政策展開の基本方向に沿った目標を設定する。

（２） 成果指標の設定

施策の推進状況を明らかにするため、施策目標や事業の取組の進捗状況を表す適切な指標の設定及び社会経済情勢を踏まえた指標の目標値を設定する。

また、政策評価の結果を総合計画の推進管理に適切に反映するため、総合計画において掲げる指標の中で当該施策に関連するものをすべて設定する。

（３） 取組内容の設定

施策目標の達成に向けて、現状や課題、当該年度に実施する事務事業の内容を踏まえて主要な取組内容を設定する。

なお、取組内容の設定に当たっては、前年度の政策評価の結果を踏まえた対応を適切に反映する。

（４） 事務事業の設定

施策目標の達成に向けて、重点戦略計画及び特定分野別計画等に関連する事務事業については、当該施策に関連するものをすべて設定する。

また、上記以外の事務事業については、部局ごとに整理する。

4 様式

各部局は、別に定めるマニュアルの様式に従って基本評価調書（以下「評価調書」という。）を作成する。

第3 一次政策評価

1 一次政策評価の基本的な考え方

令和4年度政策評価基本方針第2の1（4）及び（5）の規定により、基本評価（施策評価及び事務事業評価）における一次政策評価を実施する。

なお、評価に当たっては、総合計画に掲げる政策目標の実現に向けて、施策評価と事務事業評価を一体的に実施するものとする。

2 一次政策評価の対象

(1) 施策評価

総合計画の政策体系に沿って整理した施策とする。

(2) 事務事業評価

令和4年4月1日現在で令和4年度予算に計上されている事業及び職員配置の基礎となっている分掌事務のうち上記（1）で定める施策を構成する事務事業とする。

3 一次政策評価の単位

(1) 施策評価

総合計画の政策体系に沿って整理された施策を単位とする。（別表「施策推進体系表」のとおり）

(2) 事務事業評価

総合計画の政策体系に沿って整理された施策を構成する事務事業を単位とする。

4 一次政策評価の視点

(1) 施策評価

ア 施策目標の達成状況

施策目標の達成状況や達成する上での課題など、道政上の課題への対応

イ 施策間の連携状況等

関連する施策間・部局間での相互連携や多様な主体による連携・協働の推進など、行政サービスの質の維持向上への対応

ウ 施策の緊急性、優先性

社会経済情勢の変化や道民の要請等を踏まえた緊急的・優先的な取組や新たな課題等への対応

(2) 事務事業評価

ア 事務事業の有効性

施策の目標達成状況、国・市町村・民間との役割分担、緊急性・優先性など

イ 事務事業のコスト

施策水準の妥当性、対象・手段、効果的・効率的な予算執行など

ウ 事務事業の執行体制

執行体制の簡素化・効率化、関連事務との集約化など

5 一次政策評価の時点

評価の時点は中間評価とし、令和4年7月1日現在の進捗状況等に基づき評価を実施する。

6 一次政策評価の実施方法

(1) 基本評価調書の作成等

各部局は、別に定めるマニュアルにより基本評価調書を作成し、別に定める期日までに総合政策部計画局計画推進課に提出する。

(2) 留意すべき点検事項

一次政策評価の実施に当たっては、上記4(1)及び(2)により点検・検証を実施するほか、前年度の政策評価意見への対応状況や改善状況、意見内容に即した推進状況などを点検する。

7 留意事項

- (1) 評価調書の作成に当たっては、道民への説明責任を果たすよう、できるだけ分かりやすく、客観的な記述とすること。
- (2) 評価に当たっては、企画・予算・人事の各部門が連携を強化して実施すること。
- (3) 評価の時点以降において、施策及び事務事業の内容に大きな変更が生じた場合は、速やかに総合政策部計画局計画推進課と協議すること。

8 実施に係る細目

その他評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。